

○台東区広告事業実施要綱

平成19年3月22日
18台総広第136号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、区民サービスの向上と地域経済の活性化に資するとともに、区の資産を有効活用することにより、新たな財源の確保及び経費の縮減を行うため、台東区（以下「区」という。）の有する資産に民間企業等の広告を掲載する「広告事業」の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる区の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 区が発行する各種刊行物、印刷物

イ 区が運営するインターネットのホームページ

ウ 区有町会掲示板

エ 区循環バス「めぐりん」

オ その他広告媒体として活用できる資産で台東区長（以下「区長」という。）が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法を用いて、広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出すること。

(広告に関する基本的な考え方)

第3条 区の広告媒体に掲載する広告は、公共性かつその品位を重んじ、社会的に信用度が高く信頼性の持てる情報でなければならない。

(広告掲載の基準)

第4条 区長は、広告掲載の適否を判断するため、別に基準を定めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置は、広告事業の主管部長（以下「主管部長」という。）が別に定めるものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、当該広告媒体の性質、発行部数、広告の大きさ及び発行経費等を勘案し、主管部長が別に定めるものとする。

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告掲載の募集は、台東区公式ホームページ、広報紙及び各課で発行する刊行物

により行う。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告掲載の申込みをする者（第17条の規定により広告代理店を通じた広告事業の実施を行う場合は、広告掲載の申込みをする者から広告掲載の申し出を受けた広告代理店。以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（第1号様式）又は区長が別に定める方法により、掲載を希望する広告物の内容、表現を表示した原稿案を添えて区長に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第9条 区長は前条の申込みを受理したときは、第4条に規定する広告掲載の基準に基づき内容を審査の上、広告掲載の適否を決定し、その結果を申込者に通知書（第2号様式、第3号様式）又は区長が別に定める方法により通知する。

2 区長は、広告掲載の適否を決定するために必要があると認めるときは、申込者に対して、会社案内、法人登記簿謄本の写し、営業等許可及び登録に関する証明書、契約書その他必要な書類の提出を求めることができる。

3 区長は、第1項に基づく広告掲載の決定に際して、仕様の変更その他必要な条件を付すことができる。

（広告掲載の決定の順位）

第10条 広告掲載の決定の順位については、広告掲載の申込みの到着順とする。ただし、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

（広告主の義務と責任）

第11条 第9条に基づく広告掲載の決定の通知を受けた申込者（第17条の規定により広告代理店を通じた広告事業の実施を行う場合は、広告掲載の決定の通知を受けた広告代理店。以下「広告主」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- （2） 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- （3） 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- （4） その他区長が広告を掲載するにあたり必要と認めること。

2 広告主は、広告の内容等に関しての一切の責任を負うものとする。

3 広告主は、当該広告掲載に関して第三者からの苦情及び被害救済の申立て、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任と負担においてこれを解決しなければならない。

（広告原稿等）

第12条 広告主は、指定する期日までに広告原稿又は広告物を区長へ提出するものとする。

2 前項の広告原稿又は広告物の作成にかかる経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第13条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を区長が指定する日までに一括納付しなければならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告掲載ができなかった場合又は区長が特に認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（権利譲渡等の禁止）

第15条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

（広告掲載の決定の取消し）

第16条 区長は、広告主の行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- （1） 第9条第3項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- （2） 広告掲載の承諾後の状況変化等により広告の内容が第4条に基づく基準に抵触したとき。
- （3） 広告掲載料を指定期限までに納入しなかったとき。
- （4） 第11条第1項の規定を遵守しないとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと区長が認めたとき。

（広告代理店を通じての広告事業の実施）

第17条 区長は、この要綱に定める趣旨において、広告代理店を通じて広告事業の実施を行うことができる。

2 前項の規定により広告事業の実施をする場合においても、第9条の規定に基づく広告内容の審査及び広告掲載の適否の決定は、区長が行う。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関して必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。
- 2 台東区印刷物等広告掲載取扱要綱（平成13年9月1日13台企企発第33号）は

廃止する。

付 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。

付 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、同日以後の広告掲載申込みから適用する。